

# 建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式による一般競争入札参加資格設定要領

## 1 目的

この要領は、山梨県が総合評価落札方式による一般競争入札の方式により土木関係の建設コンサルタント業務及び建築関係の建設コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）の業務委託を実施するにあたって、県内企業の受注機会に配慮しつつ、公正で透明な競争が確保できるよう、一般競争入札の入札参加資格の設定について必要な事項を定める。

## 2 対象業務

この要領の適用対象とする業務委託（以下「対象業務」という。）は、建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式による一般競争入札試行要領を適用して入札を行う建設コンサルタント業務委託とする。

## 3 入札参加資格の設定

当該入札に応札が可能な業者数が10者以上となることを目安として、次に掲げるところにより入札参加資格の設定を行う。

### （1）本店所在地

原則として、次の表の予定価格に掲げる区分に従い、それぞれ本店所在地として定めるとおりとする。ただし、契約の履行に高度又は特殊な技術を要する場合、広範な知識・経験を要する場合、入札参加資格者が少数で競争性を確保する必要がある場合などは、その都度、設定する。

予定価格	本店所在地
1千万円以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内に本店を有する</li><li>・県内に本店、支店若しくは営業所を有する</li><li>・県内に本店を有さず、県内に支店若しくは営業所を有する</li><li>・設定しない</li></ul>

設定に際しては、業務の難易度、同種・類似業務の実績などを考慮すること。

## (2) 競争入札参加資格

対象業務に係る業種について必要な登録又は許可を受けており、かつ、有資格者名簿に当該業種について登録されていることとする。

## (3) 企業の業務実績

- ア 最大10年の範囲内(土木関係は過去5ヶ年度、建築関係は過去10ヶ年度の実績を対象)で山梨県、国、都道府県、政令指定都市、公団、独立行政法人等から同種業務を受託した実績を要件とする。ただし、設定した入札参加資格を満たす業者数が少ない場合は、この限りではない。
- イ 対象業務の実施規模は、予定価格の5割程度とする。
- ウ 同種業務の履行実績は、テクリス(TECRIS:測量調査設計業務実績情報システム)又はパブディス(PUBDIS:公共建築設計者情報システム)に登録があるものとすることを原則とする。ただし、契約書の写し等で確認できるものも実績とすることができます。
- エ 契約の履行に高度又は特殊な技術を要する場合、広範な知識・経験を要する場合は、構造、規模、工法等の条件を付すことができる。

## (4) 配置予定技術者の資格

対象業務ごとに求める資格は、下表のとおりとする。

業務名	配置技術者名	資格等
土木関係の建設コンサルタント業務	管理技術者及び照査技術者	技術士（総合技術監理部門で業務に該当する選択科目） 技術士（業務に該当する部門及び科目を選択） RCCM（業務に該当する登録技術部門） 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級技術者で業務に該当する認定分野） 国土交通省登録技術者（業務に該当する施設分野）
建築関係の建設コンサルタント業務	管理技術者	1級建築士 建築設備士（設備設計の場合に限る）

### 附則

1. この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2. 令和4年4月1日 一部改定

3. 令和5年4月1日 一部改定